

## ◎国際受刑者移送法の一部を改正する

### 法律

(平成二二年五月六日法律第二九号)

#### 一、提案理由(平成二二年三月二六日・衆議院法務委員会)

○千葉国務大臣 国際受刑者移送法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

現在、我が国は、欧州評議会の刑を言い渡された者の移送に関する条約に加入し、同条約の締約国たる外国との間で受刑者を一定の要件のもとで母国に移送することが可能となっております。しかしながら、同条約を実施するための法律である国際受刑者移送法では、その他の条約に基づく移送に対応することができない状況にあります。

そこで、この法律案は、今国会に提出されている刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約を初め、今後我が国が締結する刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約に基づく受刑者移送も実施することができるよう所要の改正を行うものでございます。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

#### 二、衆議院法務委員長報告(平成二二年四月六日)

○滝実君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、受刑者の移送について、現行の欧州評議会の刑を言い渡された者の移送に関する条約に基づくものに限らず、刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約その他の今後我が国が締結する受刑者移送に関する条約に基づくものについても行うことができるようにしようとするものであります。

本案は、去る三月二十五日本委員会に付託され、二十六日千葉法務大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

#### 三、参議院法務委員長報告(平成二二年四月二三日)

○松あきら君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

す。

本法律案は、受刑者の移送について、現行の欧州評議会の刑を言い渡された者の移送に関する条約に基づくものに限らず、刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約その他の今後我が国が締結する受刑者移送に関する条約に基づいて行うことができるようにするため所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、これまでの国際受刑者移送の実績、中国等非締結国との条約締結に向けた今後の取組、国際受刑者数の推移及び受入れ移送が増えない理由、タイとの二国間条約において条約の通知が努力義務となった理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。